

視聴覚教材・機材の利用について

中央図書館では、郡山市内の学校や社会教育団体等を対象として、視聴覚教材・機材を貸し出しております。

【遵守事項】

利用に当たっては、次の事項を必ずお守りください。

- ① 会費、入場料、その他の費用を徴収しないこと。
- ② 他に転貸しないこと。
- ③ 営利を目的とした事業に使用しないこと。

【利用方法】

| | |
|-------|--|
| <予 約> | <ol style="list-style-type: none"> ① 貸出日の1か月前から貸出当日まで中央図書館(3階)受付窓口又は電話(923-6616)で受け付けます。 ② 予約時には、次の事項についてお知らせください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体名、依頼者名及び連絡先の電話番号 ・ 借用期間(貸出日及び返却日) ・ 使用目的及び使用場所(郡山市内) ・ 教材番号及び題名、機材名 |
| <申 請> | <ol style="list-style-type: none"> ① 貸出当日、中央図書館(3階)受付窓口で「使用許可申請書」を提出して、使用許可を受けてください。 ② 申請時には、「映像機器操作技術認定証」又は「運転免許証」等の身分を証明できるものを提示してください。 |
| <返 却> | <ol style="list-style-type: none"> ① 返却日までに、「使用報告書」に必要事項を記入し、中央図書館(3階)受付窓口提出してください。 <p>※貸出を受けた教材・機材を紛失又は破損した場合は、内容により団体代表者に損害賠償の責任を負っていただくことがあります。返却期限は厳守してください。</p> |

【貸出期間】 貸出日から8日以内(返却日が休館日に当たる時は、その翌日)

【貸出数】 1団体につき、教材は5本、機材は各1台まで

【使用料】 無料

【開館時間】 午前9時30分から(通年)

① 《12月～4月》

| | | | | | |
|--------|---|---|---|--------|------|
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝日 |
| 午後6時まで | | | | 午後5時まで | |

② 《5月～11月》

| | | | | | |
|--------|---|---|---|--------|------|
| 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝日 |
| 午後7時まで | | | | 午後5時まで | |

【休館日】

- ・ 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)
- ・ 月末整理日(月末日が土・日・月曜日の場合は直近の火曜日以降の祝日を除く日 ※令和8年度より)
- ・ 年末・年始